

事 務 連 絡
令和 5 年 2 月 1 5 日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位
特定旅客自動車運送事業者 各位
自家用有償旅客運送者（福祉有償運送） 各位

東北運輸局秋田運輸支局長

有料道路における障害者割引の要件緩和に伴う
タクシー及び福祉有償運送利用の運用について

標記について、東北運輸局自動車交通部長より別添のとおり事務連絡がありましたので、了知願います。

事 務 連 絡
令和5年2月14日

秋田運輸支局長 殿

自動車交通部長

有料道路における障害者割引の要件緩和に伴う
タクシー及び福祉有償運送利用の運用について

今般、道路局高速道路課長及び自動車局旅客課長の連名で関係団体あてに「有料道路における障害者割引の要件緩和に伴うタクシー利用の運用について（協力要請）」（令和5年2月10日付け国道高第253号、国自旅第423号）が発出された旨の共有、また、自動車局旅客課地域交通室長より事務連絡「有料道路における障害者割引の要件緩和に伴う福祉有償運送利用の運用について（周知依頼）」（令和5年2月10日付け）の送付があったため、了知の上、関係団体や協会非加盟事業者、福祉有償運送を行っている自家用有償旅客運送者等へ周知願いたい。

国道高第 2 5 3 号
国自旅第 4 2 3 号
令和 5 年 2 月 1 0 日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿
一般財団法人 全国福祉輸送サービス協会会長 殿
一般社団法人 全国個人タクシー協会会長 殿

国土交通省
道 路 局 高速道路課長
自動車局 旅 客 課 長
(公印省略)

有料道路における障害者割引の要件緩和に伴う
タクシー利用の運用について(協力要請)

有料道路における障害者割引については、これまで、身体障害者本人の運転の場合又は重度の身体障害者及び重度の知的障害者の介護運転の場合に、障害者 1 人につき 1 台の自家用車を事前に登録いただくことを要件としているところですが、令和 5 年 3 月 2 7 日(月)からこの 1 人 1 台要件を緩和することとしました。

具体的には、事前に登録した車が利用できない場合などを想定して、タクシーやレンタカー、知人の自家用車等での有料道路の利用であっても、料金所で障害者手帳等を提示し、料金所係員が要件等の確認を行うことで、割引が適用されることとなります。

このうち、タクシーの利用に当たっては、タクシー事業者用の E T C カードは利用できないことから、事業者用の E T C カードが抜ける場合にはあらかじめ E T C 車載器から抜いていただくこと、有料道路の料金を支払う際には一般レーン等に進入いただき、利用者の障害者手帳等を係員に受け渡していただくことなど、タクシー乗務員の方にもお願いしたい作業がありますのでご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、料金所では、通行する車両が下記の割引要件に適合するかどうか係員が確認することとなりますので、参考までに申し添えます。

今般の要件緩和に当たり、タクシーをご利用いただく場合は、乗車前又は乗車時に、利用者からタクシー事業者に有料道路の障害者割引を利用したい旨を申し出いただくことが必須となることから、国からも利用者に対する周知を徹底してまいります。貴会におかれましても、今般の要件緩和にご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

記

(参考) タクシー利用時において料金所係員が確認する要件

- ・身体障害者手帳又は療育手帳に「道路介護」の印字のあるシールが貼付されていること。
- ・道路運送法第 3 条第 1 号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業若しくは同条第 2 号に定める特定旅客自動車運送事業に係る乗車定員 1 0 人以下の車両であること。
- ・上記車両を乗客利用し、かつ障害当事者本人が乗車していること。

事 務 連 絡
令和 5 年 2 月 1 0 日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会 御中
一般財団法人 全国福祉輸送サービス協会 御中
一般社団法人 全国個人タクシー協会 御中

国土交通省
道 路 局 高速道路課 課長補佐
自動車局 旅 客 課
タクシー事業活性化調整官

有料道路における障害者割引の要件緩和に伴うタクシー利用の運用に関する
周知等のご協力のお願いについて

有料道路における障害者割引の要件緩和について、令和 5 年 2 月 1 0 日付国道高第 2 5 3 号、国自旅第 4 2 3 号において、令和 5 年 3 月 2 7 日（月）より運用開始するため、貴会のご理解とご協力を要請しているところです。

そのなかで、要件緩和後の通行方法について、タクシー事業者の方及び乗務員に向けた有料道路の利用の流れと注意点をまとめた資料を別添のとおり作成しましたので、傘下会員へ周知いただきますようお願いいたします。

また、タクシーを利用する方に向けた資料についても、参考に添付させていただきます。

なお、利用時に混乱が生じることがないように、障害者団体等を介して、利用時の留意点の周知を利用者に行ってまいります。また、乗務員の方への研修や制度説明の要望があればご説明に伺いますので、お申し付けください。

貴会所属のタクシー事業者及び乗務員の皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

<添付資料>

（別添）有料道路の障害者割引を利用する場合の通行方法（タクシー事業者・乗務員向け）

（参考）有料道路の障害者割引をご利用される方へ（タクシー編）

- ・説明資料につきましては、下記ウェブページ上においても、公開しておりますため、現場運用の一助として活用いただけましたら幸いです。

URL <https://www.expressway-discount.jp/pressdownload/>

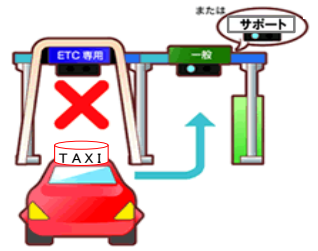
担当：国土交通省道路局
高速道路課 佐瀬・遠藤
03-5253-8499

有料道路の障害者割引を利用する場合の通行方法 (タクシー事業者・乗務員向け)



タクシー利用は重度の障害者の方（手帳に道路介護シール有）のみ障害者割引適用です。

乗客が乗車したら、乗務員は車両に搭載されているETCカードを抜く。
乗客のETCカードで支払う場合は、乗客のETCカードを車載器に挿入する。



**料金を支払う料金所では、
一般レーン、混在レーン又はサポートレーン※に進入
（ETCレーン及びスマートICは通行不可）**

料金所では必ず障害者手帳を提示いただきます！ ※ETC専用料金所です。ETC利用に限りません。

（出口で料金を支払う料金所）

現金等で支払う場合
⇒入口では、一般レーン、混在レーン
またはサポートレーンにて
通行券を受領して発進
又は
利用者のETCカードで支払う場合
⇒ETCレーンにて無線通行
（ノンストップ走行）



（入口で料金を支払う料金所）

①障害者手帳を係員に提示

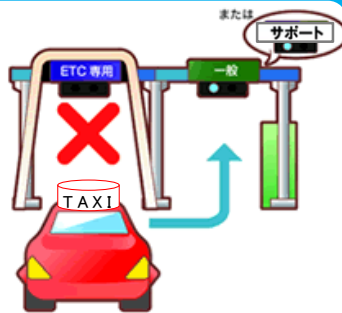
②現金等で支払う場合は、料金を支払って発進

又は、

乗客のETCカードで支払う場合は、係員にカードを渡し、返ってきたカードを**車載器に挿入**して発進



①出口では、
一般レーン、
混在レーン又は
サポートレーン
に進入



②障害者手帳を係員に提示

③現金等で支払う場合は、料金を支払って発進
又は、

乗客のETCカードで支払う場合は、係員にカードを渡し、返ってきたカードを**乗客に返却**してから発進



出口では、
ノンストップで通過



ETCカードは、降車時に乗客へ返却



□乗車前又は乗車時に、乗客（利用者）から有料道路の障害者割引を利用する旨を
申し出いただくことが前提です。

□ETCカードの抜き差しが出来ないタクシーの場合は利用できません。

□帰路等の乗客がいない運行時の有料道路料金は、障害者割引の対象外です。

【お問い合わせ先】

NEXCO東日本お客さまセンター（24時間） TEL 0570-024-024（通話料有料） または TEL 03-5308-2424（通話料有料）
NEXCO中日本お客さまセンター（24時間） TEL 0120-922-229（フリーダイヤル） または TEL 052-223-0333（通話料有料）
NEXCO西日本お客さまセンター（24時間） TEL 0120-924-863（フリーダイヤル） または TEL 06-6876-9031（通話料有料）
首都高お客さまセンター（24時間） TEL 03-6667-5855（通話料有料）
阪神高速お客さまセンター（24時間） TEL 06-6576-1484（通話料有料）
本州四国連絡高速道路お客さま窓口（9:00～17:30） TEL 078-291-1033（通話料有料）

有料道路の障害者割引をご利用される方へ(タクシー編)

タクシーをご利用される前に、タクシー会社又は乗務員に
有料道路の障害者割引を利用できるか、必ず**事前確認**が必要です！

ご利用の条件～タクシーご利用にあたって～

- タクシーや介護タクシー乗車時の有料道路の障害者割引のご利用にあたっては、**タクシー会社と乗務員にご協力をいただけることが前提**となります。
- タクシーの予約時又は乗車する前に、タクシー会社又は乗務員に有料道路の障害者割引を利用する旨とETC利用の場合はその旨も必ず**申出**してください。
- 手帳に「道路介護」と印字したシールが貼付された方のみ障害者割引適用が可能です。
(「道路」と印字したシールが貼付された方は障害者割引を適用できません)
- 乗合タクシー、ETCカードを車載器から抜けないタクシーでは有料道路の障害者割引はご利用いただけないため、事前確認をお願いします。

事前に配車の予約をする場合

タクシーで有料道路の障害者割引を利用したいのですが、できますか？



はい、可能ですよ。
いつどちらに配車をご希望ですか？

事前予約をしていない場合

はい、適用可能ですよ。
お客様のETCカードをお預かりします。
どちらまで行かれますか？



私(利用者)のETCカードを
タクシーに挿して有料道路の
障害者割引を利用したいのですが、
できますか？

注意

※タクシーの賃走開始後に乗務員に申出をしても割引の適用はできません。

注意事項～タクシーご利用前にご確認いただきたいこと～

- 料金所で手帳の提示が必要となりますので、**必ず手帳を持参**してください。
- 支払時にETCレーンまたはスマートICを無線通行(ノンストップ走行)された場合、障害者割引は適用されません。

ETC利用の場合

- ETC車載器があるか、利用者ご自身のETCカードをETC車載器に挿入できるかを予め確認してください。
※タクシーのETCカードでは障害者割引は適用されません
※ETC車載器がない場合は、現金等による支払のみとなります
- 障害者割引の利用にあたり事前に登録されたETCカードをお持ちの方は、必ず登録済みのETCカードを携行してください。
(料金所係員が登録済みETCカードの提示をお願いすることがあります)

現金利用の場合

- 上限料金がある有料道路では、障害者割引よりも、障害者割引を適用せずにタクシーのETCを利用した方が安価となる場合があります。

タクシーに乗車したあとは・・・



タクシーが走り出す前に乗務員へ依頼してください！

※タクシーの賃走開始後に乗務員に申出をしても障害者割引の適用はできません。

○利用者ご自身のETCカードでお支払いを希望する場合は、有料道路入口にETC無線アンテナがある場合があるため、走行開始する前に利用者ご自身のETCカードをタクシーのETC車載器に挿入するよう依頼してください。



○料金を支払う料金所では手帳の提示が必要なため、乗務員へ「一般レーン、混在レーン又はサポートレーン(※)」で一旦停止するよう依頼してください。(※ETC専用料金所です。ETC利用に限ります。)

○料金所でのスムーズな処理を行うため、手帳、現金、ETCカード等を準備してください。

☑身体障害者手帳又は療育手帳（ミライロIDも可）

☑精算用の現金等又はETCカード

*事前に登録されたETCカードをお持ちの方は、登録済みETCカードを携行してください

支払を行う料金所での確認の流れ

○料金所では、手帳の確認を行うため、料金所係員に提示します。

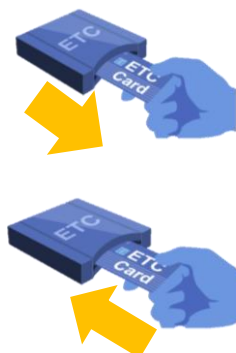
○利用者のETCカードで支払をする場合は、タクシー乗務員はETC車載器から利用者のETCカードを抜いて、料金所係員へ手帳と共に渡し、ETC利用の申出をします。

○料金所係員が手帳の内容と本人の乗車確認をし、障害者割引処理を行います。

手帳のシール添付イメージ 「道路介護」あり

道路 品川〇〇〇ーふー〇〇〇〇
介護 〇年〇月〇日まで

※「介護」と印字のない場合、本割引は適用されません。



タクシー降車時の有料道路料金の精算

○有料道路料金はタクシーの運賃とは別建てとなります。

○現金等でお支払いする場合には、利用者ご自身が料金所で支払うか、又は、タクシー乗務員が立替払をした場合には、降車時に有料道路料金の領収書をもとに精算してください。

○利用者ご自身のETCカードを利用した場合には、利用者に対して料金が請求されるため、降車時に乗務員へ有料道路料金を支払う必要はありません。

○タクシーのETC車載器から利用者のETCカードの抜き忘れがないよう降車時に忘れず確認してください。



○長距離等ご利用の際には帰路の有料道路料金を請求されることがありますが、ご本人が乗車していない走行に係る有料道路料金は、障害者割引の対象外となりますので、事前にタクシー会社等にご確認ください。

【お問い合わせ先】

NEXCO東日本お客さまセンター (24時間) TEL 0570-024-024 (通話料有料) または TEL 03-5308-2424 (通話料有料)
NEXCO中日本お客さまセンター (24時間) TEL 0120-922-229 (フリーダイヤル) または TEL 052-223-0333 (通話料有料)
NEXCO西日本お客さまセンター (24時間) TEL 0120-924-863 (フリーダイヤル) または TEL 06-6876-9031 (通話料有料)
首都高お客さまセンター (24時間) TEL 03-6667-5855 (通話料有料)
阪神高速お客さまセンター (24時間) TEL 06-6576-1484 (通話料有料)
本州四国連絡高速道路お客さま窓口 (9:00～17:30) TEL 078-291-1033 (通話料有料)

事 務 連 絡
令和5年2月10日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課地域交通室長

有料道路における障害者割引の要件緩和に伴う
福祉有償運送利用の運用について（周知依頼）

今般、道路局高速道路課より有料道路における障害者割引については、これまで、身体障害者本人の運転の場合又は重度の身体障害者及び重度の知的障害者の介護運転の場合に、障害者1人につき1台の自家用車を事前に登録することを要件としていたが、別添事務連絡「有料道路における障害者割引の要件緩和に伴う福祉有償運送利用の運用について」のとおり、令和5年3月27日（月）より全国の有料道路事業者において、この1人1台要件が緩和されることとなる旨の連絡と周知依頼がありました。

つきましては、当該制度について対象者が円滑に利用できるよう関係資料を送付しますので了知の上、管内の運輸支局等及び福祉有償運送を行っている自家用有償旅客運送者へ周知願いたい。

事 務 連 絡
令和 5 年 2 月 9 日

自動車局旅客課地域交通室 御中

道路局高速道路課

有料道路における障害者割引の要件緩和に伴う
福祉有償運送利用の運用について（協力要請）

有料道路における障害者割引については、これまで、身体障害者本人の運転の場合又は重度の身体障害者及び重度の知的障害者の介護運転の場合に、障害者 1 人につき 1 台の自家用車を事前に登録いただくことを要件としているところですが、別紙のとおり令和 5 年 3 月 27 日（月）から、全国の有料道路事業者において、この 1 人 1 台要件を緩和することとしました。

具体的には、事前に登録した車が利用できない場合などを想定して、タクシー、レンタカー、福祉有償運送及び知人の自家用車等での有料道路の利用であっても、料金所で障害者手帳等を提示し、料金所係員が要件等の確認を行うことで、割引が適用されることとなります。

このうち、要件緩和後に福祉有償運送で障害者割引を利用する際の通行方法について、運送実施者及び運転者に向けた有料道路の利用の流れと注意点をまとめた資料を別添のとおり作成しましたので、地方運輸支局及び各運送主体へ周知いただきますようお願いいたします。

また、福祉有償運送を利用される障害者の方に向けた資料についても、参考に添付させていただきます。

<添付資料>

（別紙）有料道路における障害者割引の福祉有償運送利用への要件緩和について

（別添）有料道路の障害者割引を利用する場合の通行方法（福祉有償運送実施者・運転者向け）

（参考）有料道路の障害者割引をご利用される方へ（福祉有償運送編）

- ・（別添）及び（参考）につきましては、下記ウェブページ上においても、公開しておりますため、現場運用の一助として活用いただけましたら幸いです。

URL <https://www.expressway-discount.jp/pressdownload/>

担当：国土交通省道路局
高速道路課 佐瀬・遠藤
03-5253-8499

(別紙)

有料道路における障害者割引の福祉有償運送利用への要件緩和について

1 運用開始日 令和5年3月27日(月)

2 (参考) 福祉有償運送利用時において料金所係員が確認する要件

- ・身体障害者手帳又は療育手帳に「道路介護」の印字のあるシールが貼付されていること。
- ・道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、同法施行規則第49条第2号に定める福祉有償運送に係る乗車定員10人以下の車両であること。
- ・上記車両を乗客利用し、かつ障害当事者本人が乗車しているもの。

有料道路の障害者割引を利用する場合の通行方法 (福祉有償運送実施者・運転者向け)



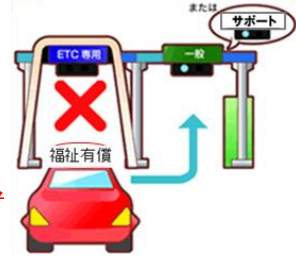
利用者が乗車したら、運転者は車両に搭載されているETCカードを抜く。
利用者のETCカードで支払う場合は、利用者のETCカードを車載器に挿入する。



**料金を支払う料金所では、一般レーン、混在レーン又はサポートレーン※に進入
(ETC専用レーン及びスマートICは通行不可)**

料金所では必ず障害者手帳を提示いただきます！

※ETC専用料金所です。ETC利用に限ります。



(出口で料金を支払う料金所)

現金等で支払う場合

⇒入口では、一般レーン、混在レーン又はサポートレーンにて通行券を受領して発進

又は

利用者のETCカードで支払う場合
⇒ETCレーンにて無線通行
(ノンストップ走行)



(入口で料金を支払う料金所)

①障害者手帳を係員に提示

②現金等で支払う場合は、料金を支払って発進

又は、

利用者のETCカードで支払う場合は、係員にカードを渡し、返ってきたカードを車載器に挿入して発進



①出口では、一般レーン、混在レーン又はサポートレーンに進入



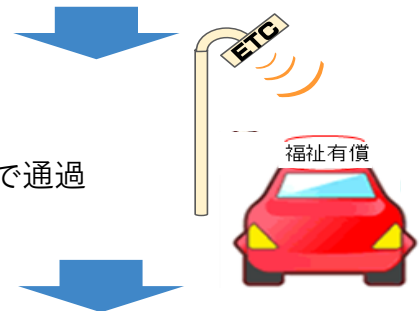
②障害者手帳を係員に提示



③現金等で支払う場合は、料金を支払って発進
又は、

利用者のETCカードで支払う場合は、係員にカードを渡し、返ってきたカードを利用者に返却してから発進

出口では、ノンストップで通過



ETCカードは、降車時に利用者へ返却



□乗車前又は乗車時に、利用者（旅客）から有料道路の障害者割引を利用する旨を申し出いただくことが前提です。

□ETCカードの抜き差しが出来ない車両の場合は利用できません。

□帰路等の利用者（旅客）がいない運行時の有料道路料金は、障害者割引の対象外です。

※福祉有償運送とは、道路運送法施行規則第51条の自家有償旅客運送の種別の一つです。

【お問い合わせ先】

NEXCO東日本お客さまセンター (24時間) TEL 0570-024-024 (通話料有料) または TEL 03-5308-2424 (通話料有料)

NEXCO中日本お客さまセンター (24時間) TEL 0120-922-229 (フリーダイヤル) または TEL 052-223-0333 (通話料有料)

NEXCO西日本お客さまセンター (24時間) TEL 0120-924-863 (フリーダイヤル) または TEL 06-6876-9031 (通話料有料)

首都高お客さまセンター (24時間) TEL 03-6667-5855 (通話料有料)

阪神高速お客さまセンター (24時間) TEL 06-6576-1484 (通話料有料)

本州四国連絡高速道路お客さま窓口 (9:00～17:30) TEL 078-291-1033 (通話料有料)

有料道路の障害者割引をご利用される方へ(福祉有償運送編)

福祉有償運送をご利用される前に、福祉有償運送実施者に
有料道路の障害者割引を利用できるか、必ず**事前確認**が必要です！

※福祉有償運送とは、道路運送法施行規則第51条の自家用有償旅客運送の種別の一つです。

ご利用の条件～福祉有償運送のご利用にあたって～

- 福祉有償運送車両に乗車時の有料道路の障害者割引のご利用にあたっては、**福祉有償運送実施者のご協力をいただけることが前提**となります。
- 福祉有償運送の予約時に、有料道路の障害者割引を利用する旨とETC利用の場合はその旨も必ず申出してください。
- 手帳に「道路介護」と印字したシールが貼付された方のみ障害者割引適用が可能です。
(「道路」と印字したシールが貼付された方は障害者割引を適用できません)
- 「交通空白地有償運送」の車両やETCカードを車載器から抜けない車両では有料道路の障害者割引はご利用いただけないため、事前確認をお願いします。

福祉有償運送の予約時に利用確認をお願いします。

福祉有償運送で
有料道路の障害者割引を
利用したいのですが、
できますか？



はい、可能ですよ。
いつどちらに配車をご希望ですか？

※福祉有償運送のご利用(乗車)開始後に運転者に申出をしても障害者割引の適用はできません。

注意

注意事項～ご利用前にご確認いただきたいこと～

- 料金所で手帳の提示が必要となりますので、**必ず手帳を持参**してください。
- 支払時にETCレーンまたはスマートICを無線通行(ノンストップ走行)された場合、障害者割引は適用されません。

ETC利用の場合

- ETC車載器があるか、利用者ご自身のETCカードをETC車載器に挿入できるかを予め確認してください。
※福祉有償運送実施者のETCカードでは障害者割引は適用されません
※ETC車載器がない場合は、現金等による支払のみとなります
- 障害者割引の利用にあたり事前に登録されたETCカードをお持ちの方は、必ず登録済みのETCカードを携行してください。
(料金所係員が登録済みETCカードの提示をお願いすることがあります)

現金利用の場合

- 上限料金がある有料道路では、障害者割引よりも、障害者割引を適用しないETC利用の方が安価となる場合があります。

福祉有償運送車両に乗車したあとは・・・



福祉有償運送のご予約時にお申し出が必要です。

※福祉有償運送のご利用開始後に運転者に申出をされても障害者割引の適用はできません。

○利用者ご自身のETCカードでお支払いを希望する場合は、有料道路入口にETC無線アンテナがある場合があるため、走行開始する前に利用者ご自身のETCカードを福祉有償運送車両のETC車載器に挿入するよう依頼してください。



○料金を支払う料金所では手帳の提示が必要なため、乗務員へ「一般レーン、混在レーン又はサポートレーン(※)」で一旦停止するよう依頼してください。(※ETC専用料金所です。ETC利用に限ります。)

○料金所でのスムーズな処理を行うため、手帳、現金、ETCカード等を準備してください。

☑身体障害者手帳又は療育手帳（ミライロIDも可）

☑精算用の現金等又はETCカード

*事前に登録されたETCカードをお持ちの方は、登録済みETCカードを携行してください

支払を行う料金所での確認の流れ

○料金所では、手帳の確認を行うため、料金所係員に提示します。

○利用者のETCカードで支払をする場合は、運転者はETC車載器から利用者のETCカードを抜いて、料金所係員へ手帳と共に渡し、ETC利用の申出をします。

○料金所係員が手帳の内容と本人の乗車確認をし、障害者割引処理を行います。

手帳のシール添付イメージ 「道路介護」あり

道路 品川〇〇〇ーふー〇〇〇〇
介護 〇年 〇月 〇日まで

※「介護」と印字のない場合、本割引は適用されません。



福祉有償運送利用時の有料道路料金の精算

○有料道路料金は運送の対価とは別建ての実費精算が基本です。

○有料道路料金を現金等でお支払いする場合には、利用者ご自身が料金所で支払うか、又は、運転者が立替払をした場合には、別途、有料道路料金の領収書をもとに精算してください。

○利用者ご自身のETCカードを利用した場合には、利用者に対して料金が請求されるため、別途、福祉有償運送実施者へ有料道路料金を支払う必要はありません。

○福祉有償運送車両のETC車載器から利用者のETCカードの抜き忘れがないよう降車時に忘れず確認してください。



○長距離等ご利用の際には帰路の有料道路料金を請求されることがありますが、ご本人が乗車していない走行に係る有料道路料金は、障害者割引の対象外となりますので、事前に福祉有償運送実施者にご確認ください。

【お問い合わせ先】

NEXCO東日本お客さまセンター (24時間) TEL 0570-024-024 (通話料有料) または TEL 03-5308-2424 (通話料有料)

NEXCO中日本お客さまセンター (24時間) TEL 0120-922-229 (フリーダイヤル) または TEL 052-223-0333 (通話料有料)

NEXCO西日本お客さまセンター (24時間) TEL 0120-924-863 (フリーダイヤル) または TEL 06-6876-9031 (通話料有料)

首都高お客さまセンター (24時間) TEL 03-6667-5855 (通話料有料)

阪神高速お客さまセンター (24時間) TEL 06-6576-1484 (通話料有料)

本州四国連絡高速道路お客さま窓口 (9:00～17:30) TEL 078-291-1033 (通話料有料)